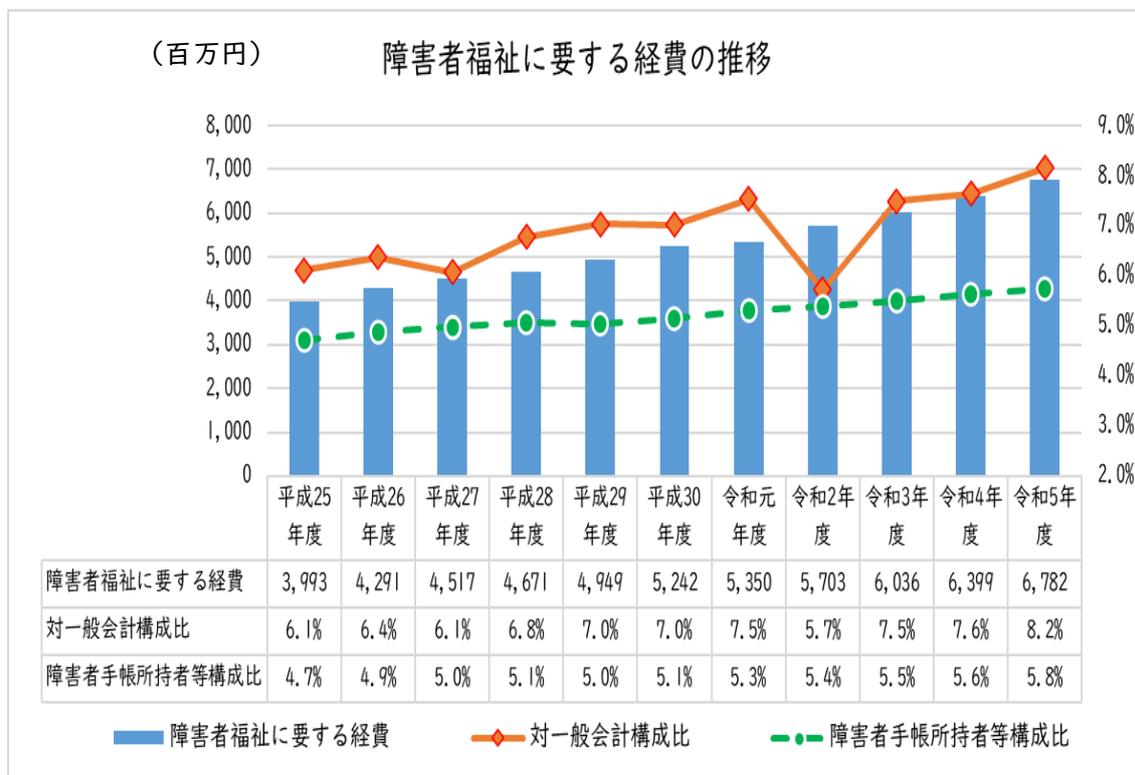


## 地域生活支援事業の見直しについて

## 1 障害者福祉に係る経費の推移



障害者福祉に係る経費は、上図のとおり上昇を続けており、一般会計における構成比も新型コロナウイルス感染症対策等で一般会計全体の決算額が著しく増加した令和2年度を除き、概ね右肩上がりである。また一般会計構成比の増2.1p増は、障害者手帳所持者等構成比の1.1p増を上回っている。

(単位：百万円)

	平成25年度	令和5年度	増減	増減率
市税収入	30,565	34,467	3,901	12.8%
障害者福祉に要する経費	3,993	6,782	2,788	69.8%
一般会計決算額	65,294	83,185	17,891	27.4%

平成25年度決算で約39.9億円だった経費は、令和5年度には約67.8億円と約27.9億円・69.8%増加している。この間一般会計決算の増は約178.9億円・27.4%増で、また市税収入の増は約39.0億円・12.8%増であり、障害者福祉に要する経費の増加率は、一般会計全体の決算額の約2倍、市税収入の約5倍の増加率となっている。

なお、市税収入よりも一般会計決算額が大幅に多いが、これは、国や都からのいわゆる補助金収入（国・都支出金）等があることなどによる。

## 2 障害福祉サービスに係る財源構成

### (1) 地域生活支援事業(自治体の判断で実施する事業)の財源構成

地域生活支援事業は、法令により本人負担を除いた残りを公費負担で賄うこととなっていますが、国の負担は1/2未満、都は国負担額の1/2を負担することになっています。

本人 負担	国 50%未満	都 国の半分	市 ※1 国・都負担の残余
	公費負担部分		

※1 意思疎通支援事業、移動支援事業、在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業、日中一時支援事業の令和5年度実績は、約41%

生活サポート事業は地域生活支援事業の国・都負担の対象外のため、市100%

### (2) 自立支援給付(全国一律の法定事業)の財源構成

自立支援給付は、法令により本人負担を除いた残りを定率の公費負担割合で賄うこととなっています。

本人 負担	国 50%	都 25%	市 25%
	公費負担部分		

### (参考)介護保険・保険給付費(全国一律の法定事業)の財源構成

介護保険の保険給付費は、法令により財源構成が定められており、本人負担を除いた残りを以下の負担割合で賄うこととなっています。

#### 【保険給付費】

本人 負担	保険料 第1号 被保険者 23%	保険料 第2号 被保険者 27%	国(含調整交付金)・都 37.5% ※2	市 12.5%
	介護保険負担部分			

※2 居宅給付：国 25%※3・都 12.5%、施設等給付：国 20%※3・都 17.5%

※3 調整交付金 5%を含む

市の負担割合は地域生活支援事業>自立支援給付>介護保険となっています。限られた財源で少しでも多くの方に障害福祉サービスを行き渡らせるためには、自治体の判断で実施する地域生活支援事業については、全国一律サービスの自立支援給付及び介護保険の両制度が行き届いていない事業内容・対象者に重点化していくことで、より多くの市民の福祉の増進、充実を図ることができると考えられます。

### 3 地域自立支援協議会で協議された各サービス別の現状と見直しの方向性

#### (1) 移動支援事業(市町村必須事業)

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すサービスです。

##### 【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

外出の支援による社会参加の機会を提供するため、事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促すとともに、サービスの担い手の確保に向けて、移動支援従事者の養成研修を実施します。

##### ◆課題

- ・ 事業量（供給）の不足
- ・ 二人介助の是非（行動障害や発作などがある場合）
- ・ グループ利用の是非
- ・ 車両利用のあり方（有償運送、ハンディキャップサービスとの整合性）
- ・ 夜間等利用のあり方（※西東京市の利用時間は6時～22時）

#### ア) 対象者の検討

##### ① 障害区分等によるもの

#### 移動支援の適用範囲

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
徒歩・公共交通機関利用	◆脳性まひによる下肢・体幹機能障害						
	◆上肢かつ下肢かつ体幹の障害で65歳未満で手帳の交付						
	◆就学見以上18歳未満の障害のある子ども						
	通院等介助(区分2以上) ※利用目的に制限有						
	重度訪問介護(区分4以上)						
	◆視覚に障害のある人						
	重度訪問介護(区分4以上)						
	同行援護(ガイドヘルパー・区分不要) ※原則移動支援との併給不可						
	◆上記に記載のない身体に障害のある人、難病患者						
	通院等介助(区分2以上) ※利用目的に制限有						
重度訪問介護(区分4以上)							
◆知的、精神に障害のある人							
重度訪問介護(区分4以上)							
行動援護(区分3以上) ※原則移動支援との併給不可							

② 他市比較

自治体名	視覚障害	肢体不自由 体幹機能障害	その他の 身体障害	知的 障害	精神 障害	難病
武蔵野市	－	肢体不自由全身性障害Ⅰ・Ⅱ級	－	○	○	－
三鷹市	○	両上下肢全身性障害Ⅰ級	－	○	○	－
小金井市	○	下肢障害又は体幹機能障害Ⅰ・Ⅱ級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害Ⅰ・Ⅱ級	○	○	－
東村山市	○	○	－	○	○	－
小平市	－	中学生以上	－	○	○	－
東久留米市	○	両上肢又は両下肢Ⅰ級又は体幹機能障害Ⅰ級で、車いすでの単独移動が困難な方	－	○	○	－
清瀬市	○	両上肢Ⅰ級かつ両下肢Ⅰ級、又は四肢体幹機能障害Ⅰ級で車椅子での単独移動が困難	－	○	○	－
練馬区	○	○	○	○	○	○
新座市	○	Ⅰ級	－	○	○	－
西東京市	○	上肢かつ下肢かつ体幹機能障害Ⅰ・Ⅱ級、脳性まひによる下肢又は体幹機能障害Ⅰ・Ⅱ級で重度訪問介護の対象要件に該当し、単独で外出が困難	障害児	○	○	－

○見直しの方向性➡ 肢体不自由要件の拡大

③ 併給制限等

自治体名	同行 援護 ※1	行動 援護	重度 訪問 介護	重度 包括 ※2	居宅 介護	脳性 麻痺 ※3	介護 保険	備考
武蔵野市			不可			不可		
三鷹市		優先			優先	不可	優先	
小金井市	不可	不可	不可			－		施設入所との併給不可
東村山市	不可	不可	不可	不可		－		
小平市						不可		
東久留米市			不可	不可		不可	優先	
清瀬市	不可	不可	不可	不可	△	不可	不可	△通院等介助との併給不可
練馬区	不可	不可	不可			不可	不可	手続き中等緊急的な利用は可
新座市	優先	優先	優先	優先	優先	不可		
西東京市	不可	不可				不可	優先	通学、緊急的な利用は可

※1：利用者負担なし ※2：重度障害者等包括支援 ※3：重度脳性麻痺者介護事業

○見直しの方向性➡ 併給制限の見直し

イ) サービス内容等の比較

自治体名	通学利用	グループ支援
武蔵野市	保護者の疾病・出産・入院で一時的送迎不可の場合○	身体介護なしの場合○
三鷹市	×	—
小金井市	保護者の疾病・怪我等で一時的送迎不可の場合○	—
東村山市	×	—
小平市	×	○
東久留米市	×	—
清瀬市	○	○
練馬区	○	—
新座市	○	—
西東京市	○	—

- 見直しの方向性➡ 1 通学利用 変更なし  
2 グループ支援 導入検討

ウ) 利用時間の比較

自治体名	18歳以上※	高校生	中学生	小学生	備考
武蔵野市	300 時間/年	260 時間/年	260 時間/年	240 時間/年	精神障害：20 時間/月 施設入所者：60 時間/年
三鷹市	25 時間/月	20 時間/月	20 時間/月	小1～3：10 時間/月 小4～6：15 時間/月	ひとり親加算：16 時間/年 自閉症等加算：2 時間回/月 介護者加算：10 時間/年 要介護者加算：10 時間/年等
小金井市	25 時間/月	20 時間/月	15 時間/月	10 時間/月	
東村山市	知・精：30 時間/3 か月 身(視覚)：36 時間/3 か月				
小平市	20 時間/月				知的障害 小学生：10 時間/月 中学生：15 時間/月
東久留米市	20 時間/月			10 時間/月	7～9 月+10 時間/月増し
清瀬市	25 時間/月	20 時間/月			小中：7～9 月+10 時間/月増し
練馬区	50 時間/月 (内通学 23 時間/月)				
新座市	100 時間/月				
西東京市	32 時間/月	16 時間/月 (7.8 月夏季加算：10 時間/月)			社会生活上不可欠な用務：8 時間/月
参 考	同行援護	40 時間/月を標準とするが、必要に応じて利用時間を増加する			
	行動援護	32 時間/月を標準とするが、必要に応じて利用時間を増加する			
	通院等介助	必要に応じて利用時間を設定する			

※18歳以上であっても高校在学中は高校生を適用

- 見直しの方向性➡ 利用時間 変更なし

エ) 利用者負担の比較

自治体名	課税世帯	非課税世帯・生活保護世帯
武蔵野市、三鷹市、東村山市、小平市、東久留米市、清瀬市、練馬区、新座市、 <u>西東京市</u>	10%	なし
小金井市	所得割額 33,000 円未満は 5% 33,000 円以上は 10%	

○見直しの方向性➡ 利用者負担割合、免除対象者 変更なし

オ) 「身体介護あり」基準の比較

自治体名	条件
武蔵野市	区分5・6以上
三鷹市	聞き取りを行い、一定点数以上の者
小金井市	判定シート6点以上またはパニック、多動、自傷他害、移乗で全面的な支援が必要な場合
東村山市	聞き取りを行い、一定点数以上の者
小平市	・車いす利用者 ・医療的ケアが必要な者 ・個別移動支援該当で、行動援護に該当しない者
東久留米市	車いすを利用している方で「食事・移動・移乗・排泄」の項目のうち全面的介助が3つ以上必要な者
清瀬市	両上肢Ⅰ級かつ両下肢Ⅰ級又は四肢体幹機能障害Ⅰ級又は肢体不自由に係る身体手帳を所持する知的・精神障害者等で移動中の食事と排せつの両方で全面的な介助を要し、移動に常時車椅子を使用する者
練馬区	日常生活上の歩行、食事、排せつにおける身体介助の必要性有無及び行動障害の程度により判断
新座市	支援区分を持っている者については、審査会の結果を用いて判断している。 支援区分を持っていない者については、調査を実施し、判断している。
西東京市	車椅子を利用している者。 または、行動援護スコア10点以上の者、放デイ個別サポート加算Ⅰ該当児、排泄において身体介護等が必要な児童。 排泄において介助が必要な18歳以上の者で、①愛の手帳を所持し、障害者支援区分が3以上の者、②身体介護等が必要な者

○見直しの方向性➡ 身体介護適用条件の見直し

カ) サービス単価の考え方

自治体名	区分	夜間早朝加算	その他の加算
武蔵野市	30分単位	—	事務手数料：人月
三鷹市	30分単位	—	手数料：人回
小金井市	30分単位	6時～8時、18時～22時	—
東村山市	30分単位	6時～8時、18時～22時	—
小平市	30分単位	—	—
東久留米市	30分単位	—	—
清瀬市	30分単位	—	—
練馬区	30分単位	18時～翌8時	上限管理加算/月
新座市	30分単位	6時～8時、18時～22時 深夜：22時～翌6時	—
西東京市※	30分単位	—	—

○見直しの方向性➡ 1 区分 変更なし

2 加算項目 設定検討・自動車利用の見直し

キ) 車両支援による比較

サービス名	対象者	車椅子対応 介助員等	利用者負担		市公 費負 担
			課税 世帯	非課税・生 活保護世帯	
移動支援 事業	視覚障害者 上肢かつ下肢かつ体 幹機能障害1・2級等	介助員を配置 リフト付き福祉車両等	10%	なし	44%
ハンディ キャップ サービス けやき号	重度の視覚障害者 障害のために車椅子 等を使用しなければ 外出が困難な方	付き添い者（原則1名） の同乗を求める	なし		50%
有償運送	外出が困難な方	介助員を配置可能 リフト付き福祉車両	タクシー料金の50 ～80%程度※		なし
タクシー	—	JIS規格を超えるサイズ の車椅子の利用は困難	障害者手帳の提示 により10%割引※		なし
路線バス	—	JIS規格を超えるサイズ の車椅子の利用は困難	障害者手帳の提示 により50%割引		なし

※身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の方は、タクシー券助成（3,000円/月の利用可能

○見直しの方向性➡ 自動車利用の見直し

## (2) 日中一時支援(任意事業)

日中の時間帯の障害福祉サービス事業所において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービスです。

### 【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

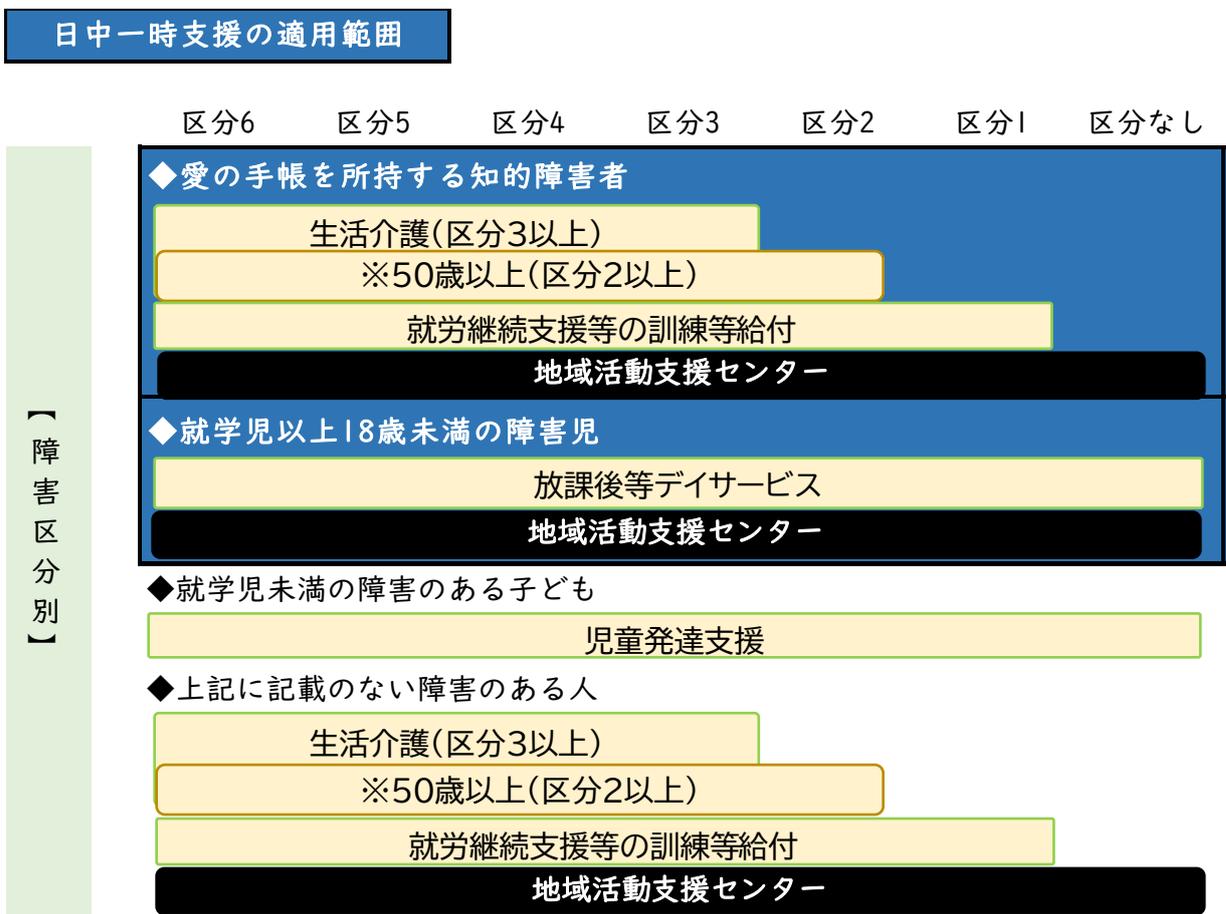
- ・サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。
- ・また、日中一時支援の提供体制の拡充に向けて、事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促します。屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すサービスです。

### ◆課題

- ・特別支援学校卒業後の 夕方の居場所としての対応
- ・重度心身障害者、医療的ケアへの対応

### ア) 対象者の検討

#### ① 障害区分による比較

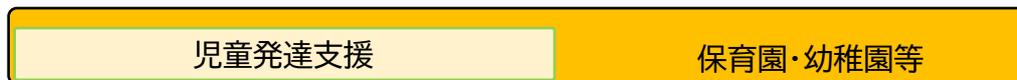


② 時間帯による比較

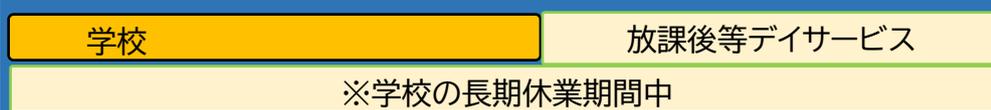
【時間帯別】

午前中                      午後                      15時～17時頃                      18～20時頃

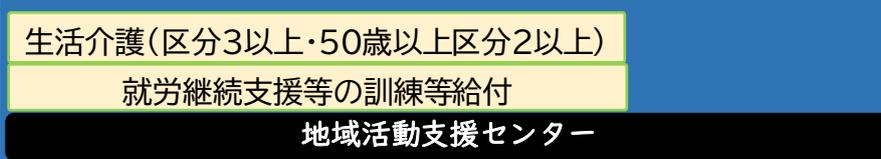
◆就学児未満の障害のある子ども



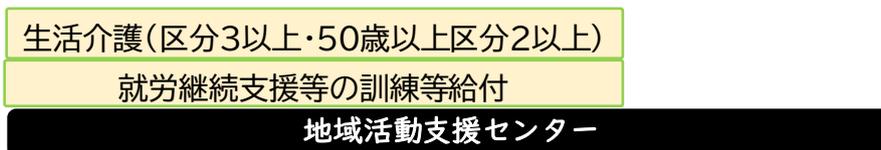
◆就学児以上18歳未満の障害のある子ども



◆愛の手帳を所持する知的の障害がある人



◆上記に記載のない障害のある人、難病患者



③ 他市比較

自治体名	身体障害	知的障害	精神障害	難病	その他
武蔵野市	○	○	○	医療的ケア児	
三鷹市	○	○	○	—	
小金井市	○	○	○	—	施設入所支援、共同生活援助との併給不可
東村山市	児	○	児	—	医療的介護が常時必要な場合は対象外
小平市	○	○	○	○	
東久留米市	○	○	○	—	
清瀬市	○	○	○	—	重度訪問介護との併給不可
練馬区	○	○	○	—	施設入所支援、共同生活援助との併給不可
新座市	○	○	○	—	生活介護、介護保険（通所介護）との併給不可
西東京市	児	○	児	児	

- 見直しの方向性➡
- 1 対象者の拡大（愛の手帳所持者以外の障害のある方）
  - 2 併給制限の検討

イ) 支給量の比較

自治体名	支給量	備考
武蔵野市	10回/月まで	—
三鷹市	7日以内/月	—
小金井市	1回あたり5時間以内、1日に2回限度	就学前5回/月、小学生以上10回/月
東村山市	7日以内/月	短期入所の決定日数分は控除が必要
小平市	家族の疾病・休息等の場合：7日分/月 活動の場の提供、見守り、日常的な訓練：23日/月	4時間以内は、0.5日カウント
東久留米市	7日以内/月	4時間以内は、0.5日カウント 短期入所の決定日数分は控除が必要
清瀬市	7日以内/月	1日2回利用は2日分 8時間超は2日分
練馬区	規定なし（入浴を伴う場合5回/月まで）	
新座市	規定なし	
西東京市	7日以内/月	4時間以下：1/4日 4時間超～8時間以内：1/2日 8時間超：3/4日 ➡12時間＝1日

○見直しの方向性➡ 支給量 表現方法の改善

ウ) 報酬単価の考え方

自治体名	区分	送迎加算	その他の加算
武蔵野市	2～6時間未満 6時間以上	○	医療的ケア児
三鷹市	4時間単位	○	重症心身障害者(児)
小金井市	1回あたり	—	
東村山市	4時間単位	—	
小平市	4時間単位	—	
東久留米市	1時間単位	—	個別型支援、月額管理運営費
清瀬市	30分単位	—	
練馬区	4時間単位	○	障害支援区分に応じた単価
新座市	4時間単位	—	重症心身障害児、療養介護対象者、 遷延性意識障害者、ALS患者
西東京市	4時間単位	—	

※4時間単位は各市ともに8時間以上は同一単価

・西東京市は4時間単位だが、

4時間未満＝1/4日、8時間未満＝1/2日、8時間超3/4日 で月7日以内

- 見直しの方向性➡
- 1 夕方以降の居場所確保に向けた事業所の実質的な利用時間拡大の促進
  - 2 個別型支援（1：1等）や、送迎に対する加算の検討
  - 3 サービス単価区分の細分化

### (3) 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業(任意事業)

家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴を行うサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

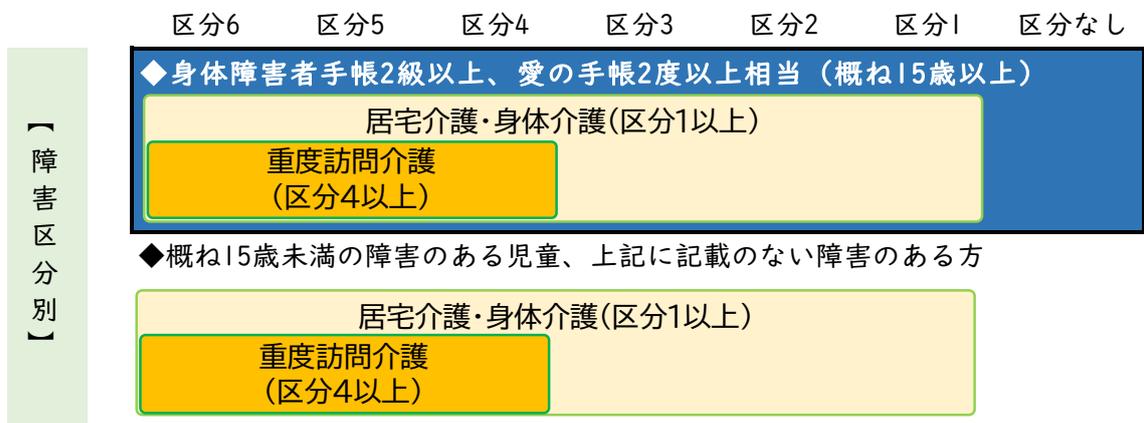
◆課題

- ・事業量（供給）の不足
- ・施設入浴の利用までの負担

ア) 対象者の検討

① 障害区分等によるもの

訪問入浴支援の適用範囲



(参考) 通所施設における入浴サービス



② 他市比較

自治体名	年齢制限	併給制限	
		他のサービス	介護保険
武蔵野市	なし		不可
三鷹市	なし		不可
小金井市	なし		不可
東村山市	18歳以上 65歳未満		不可
小平市	65歳未満		
東久留米市	18歳以上 65歳未満		
清瀬市	—	—	—
練馬区	なし		不可
新座市	なし	不可	不可
西東京市	概ね 15歳以上		優先

○見直しの方向性➡ 年齢制限の見直し

イ) 支給量の比較

自治体名	利用上限	備考
武蔵野市	週1回	5月～9月は週2回まで
三鷹市	月4回	
小金井市	概ね週1回	
東村山市	週1回	
小平市	週1回	7月～9月は計4回を限度として追加可能
東久留米市	月4回	
清瀬市	—	
練馬区	月5回	年間合計52回まで
新座市	月4回	7月～9月は月5回
西東京市	週1回	
参考	身体介護	週2回

○見直しの方向性➡ ニーズに合わせた支給量の確保

ウ) 利用者負担の比較

負担額	自治体名等
無料	小平市、練馬区、西東京市
10%負担※	武蔵野市、東村山市、東久留米市 (参考)身体介護
定額※	三鷹市:600円、新座市:250円、小金井市:所得に応じ0円～2,300円

※生活保護世帯、住民税非課税世帯等の減免措置あり

○見直しの方向性➡ 利用者負担の導入検討

(4) 生活サポート支援事業(任意事業、国・都負担なし)

主に介護している家族等が病気や入院、就労等の理由により一時的に対応が困難となり、かつ他の協力が得られないとき、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・ サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

◆課題

- ・ 夜間等利用のあり方

ア) 対象者の検討

生活サポート（見守り）

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
【障害区分別】	◆重症心身障害児（者）（身体障害者手帳1級又は2級（歩行困難）かつ、愛の手帳2度以上の重複障害に18歳未満でその状態になり、また医療的ケアが必要な人						
	家事援助(見守り)(区分1以上)						
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業						
	◆重症心身障害児に該当しない就学児以上18歳未満の障害のある子どもで医療的ケアが必要な子ども						
	家事援助(見守り)(区分1以上)						
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業						
	◆重症心身障害児に該当しない就学児未満の障害のある子どもで医療的ケアが必要な子ども						
	家事援助(見守り)(区分1以上)						
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業						
	◆上記以外の身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者 ◆精神障害者保健福祉手帳所持者						
	家事援助(見守り)(区分1以上)						

イ) 支給量の比較

自治体名	支給量	備考
清瀬市	10 時間/月 (移動支援を併給しているときは、移動支援での支給量まで)	介護保険制度の利用者は対象外 障害者支援区分認定者は対象外
新座市	150 時間/年 (単月利用上限なし)	自動車や徒歩での送迎もサービスに含む
西東京市	知的障害・身体障害・精神障害：32 時間/月 児童：16 時間/月 夏季休暇期間 (7・8 月) + 10 時間/月 (移動支援を併給している時は当該給付時間を上限から差し引く)	利用時間は、原則 6 時～22 時 入院中や短期入所利用中は不可 介護保険制度の利用が優先

ウ) 費用負担の比較

自治体名	利用者負担		市公費負担	
	課税世帯	非課税・生活保護世帯		
清瀬市	10%	なし	100%	
新座市	児：所得に応じて 250 円～500 円 者：一律 500 円	児：なし 500 円		
西東京市	10%	なし		
参 家事援助	10%	なし		25%
考 在宅レスパイト	所得に応じて 180 円～3,000 円	なし		50%

○見直しの方向性 ➡ 家事援助 (見守り) 又は重症心身障害児 (者) 等在宅レスパイト事業 (都負担 1/2) の利用実態を調査し、本事業のあり方を含め、抜本的な見直しを行う。

4 検討にあたっての方向性

(1) 地域生活支援事業の拡充を検討する。なお、財源はサービスの重複の解消等により確保する。

○現状



○見直し後



- (2) サービス提供量確保のため、サービス提供事業者において課題があるサービス内容について、報酬単価の加算等の措置の検討を行う。
- (3) サービス提供量確保のため、平成 18 年度以来一部を除いて実施されてこなかった、サービス提供事業者に支払う報酬単価の見直しを (2) の検討と併せて検討する。
- (4) 利用者間の公平性の確保のため、地域生活支援事業のうち他制度の類似事業においては利用者負担を徴取している在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業について、類似事業と同等の利用者負担(減免措置を含む)導入を検討する。

(参考)

障害者(児)福祉サービスの概要

